

# 消防計画

\*注 この消防計画はあくまでも作成例です。各防火対象物の実状に合わない内容や語句がある場合には、削除、訂正又は追加してください。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、\_\_\_\_\_（以下「当\_\_\_\_\_」と  
いう。）における防火管理業務について、必要な事項を定めて、火災、震災その他の災害の予防  
と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画書は、当\_\_\_\_\_に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

### (防火管理の権限及び業務)

第3条 当\_\_\_\_\_の防火管理者は、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の  
業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報及び避難誘導などの訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (5) 火気使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) \_\_\_\_\_長に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

### (消防機関への報告)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等及び火災予防上必要な検査の指導要領
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

## 第2章 予防管理対策

(予防管理組織等)

第5条 日常の火災予防及び出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火責任者をおき、各\_\_\_\_\_に火元責任者を別表第1のとおり定めて任務分担を指定する。

(火災予防上の遵守事項)

第6条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備等は、使用する前及び使用後に必ず点検し安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具等の周囲は、常に整理整頓をしておくこと。
- (3) 退室時には、灰皿、吸殻の後始末を完全にすること。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等に設ける戸は容易に解錠し開放できるようにしておくこと。
- (5) 敷地内で工事を行う者は、火氣管理等について防火管理者に指示を受けて行うこと。

(建物等の自主点検)

第7条 防火管理者は、建物、火気使用設備器具、消防用設備等について毎月1回以上点検を行い、結果を「火気使用設備等自主点検記録表」に記録して\_\_\_\_\_長に報告しなければならない。

(消防用設備等の法定点検)

第8条 防火管理者は、防火責任者とともに建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、別に定める点検表に基づき、次の点検を行うものとする。

	点 検 実 施 月 日		
	外 観 点 検 及 び 機 能 点 検	総 合 点 検	
消 火 器	月 日	月 日	月 日
自動火災報知設備	月 日	月 日	
設備	月 日	月 日	

(点検検査の記録)

第9条 防火管理者は、点検検査の結果を「消防用設備維持台帳」に記録し、保存するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第10条 防火管理者は、建物及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その旨を\_\_\_\_\_長に報告し、早急に改善等を図るものとする。

## 第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織の任務分担)

第11条 当\_\_\_\_\_の自衛消防組織として、\_\_\_\_\_を隊長として別表第2の任務分担をもって編成する。

(自衛消防活動)

第12条 自衛消防隊長は、消防用設備等の配置図及び避難経路図を作成し、掲示するものとする。

2 火災等が発生したときは、前条に定める任務分担及び消火器具等の配置図、避難経路図に基づき積極的に行動する。

(防火管理業務の一部委託)

第13条 夜間、休日等の防火管理の一部を\_\_\_\_\_に委託する。

(1) 委託者の氏名

住所

(2) 委託者の行う業務範囲及び方法

ア) \_\_\_\_\_方式

イ) 受託者の行う防火管理の方法

2 防火管理者等は、\_\_\_\_\_に退店時に業務引継ぎを行い、必要な指示を与えること。

## 第4章 震災対策

(震災予防措置)

第14条 地震時の災害発生を予防するため、第2章に定めるほか次のことを行うものとする。

- (1) 建物及び付随施設に陳列、設置されている物件等の倒壊、転倒、落下の恐れの有無などの点検。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒、落下の防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の点検。
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置。

2 各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後の建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、安全を確認すること。

(震災に備えての準備品)

第15条 震災に備え次の品目を常時持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯、トランジスタラジオ
- (3) 貴重品類
- (4) その他必要な物品

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、第3章のほか次によるものとする。

- (1) 各火元責任者は、当直勤務者を指揮し各器具等により出火防止の措置を講ずる。
- (2) 防火管理者は、一般客への必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずる。

## 第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第17条 防火管理者は、次のとおり防災教育を行うものとする。

- (1) 全員に対する教育は、年2回実施するものとする。
- (2) 新任職員に対する教育は、採用時期に行うものとする。

2 防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理上の各係員の任務及び責任の周知徹底
- (4) 震災対策に関する事項
- (5) その他火災予防上必要な事項

(訓 練)

第18条 防火管理者は、次により消防訓練を行うものとする。

- (1) 通報、消火、避難誘導を連携して行う「総合訓練」を\_\_月、\_\_月の年2回実施する。
  - (2) 通報、消火、避難誘導の個々の訓練を行う「部分訓練」を\_\_月、\_\_月にそれぞれ実施する。
- 2 防火管理者は、消防訓練を行う場合「自衛消防訓練通知書」により、名取市消防署に通報、届出するものとする。

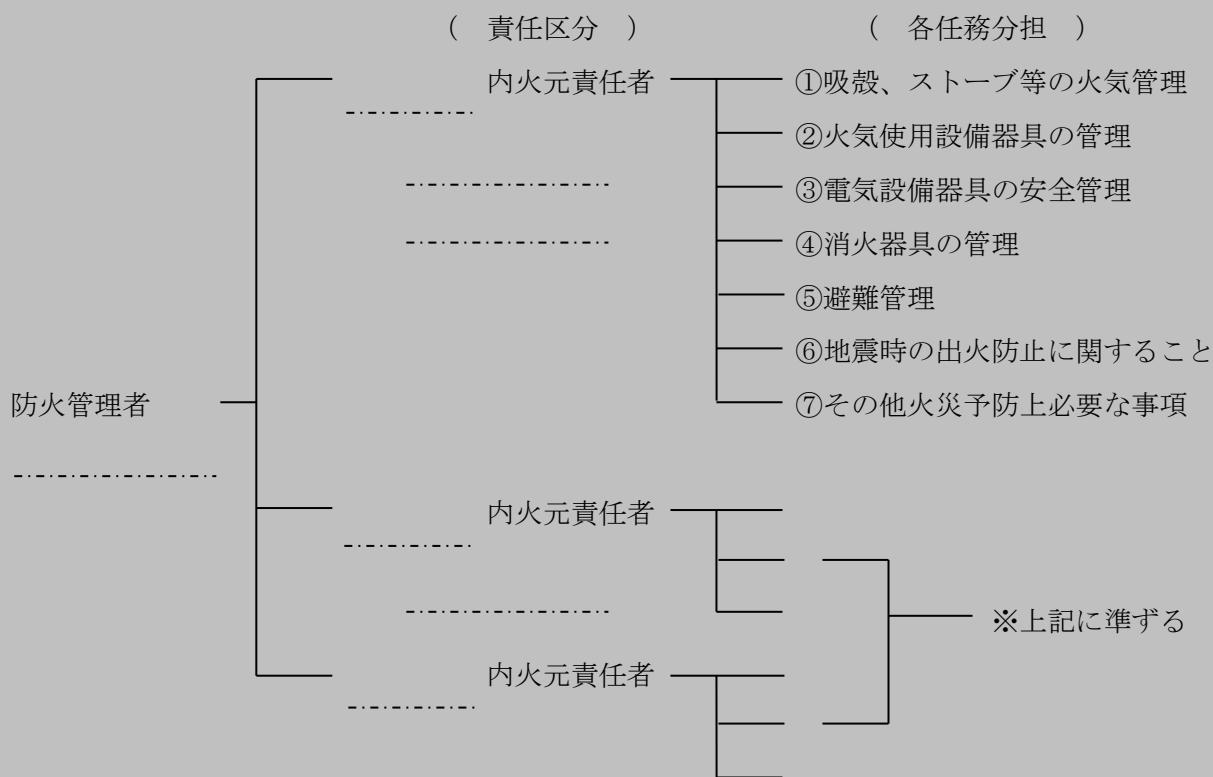
(震災訓練への参加)

第19条 震災訓練については、前条に準じて実施するとともに消防署、町内会等で行う訓練に参加するものとする。

附 則

この消防計画書は、令和 年 月 日から施行する。  
令和 年 月 日一部改正

## 別表第1



## 別表第2

